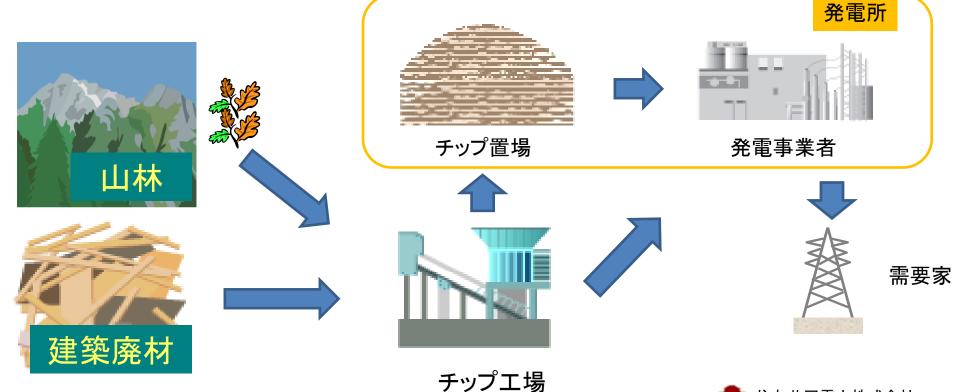
バイオマス発電に関する 規制制度改革 説明資料

2012年11月 住友共同電力株式会社

バイオマス発電の特徴

<自然エネルギーのなかのバイオマスの特徴>

- ・廃棄あるいは放置されているバイオマスを発電の燃料として有効利用。循環利用により 環境にやさしい再生可能エネルギーの一つである。
- ・バイオマス発電では、他の自然エネルギーと異なりエネルギー源(燃料)の<u>調達や運搬にコストが発生する。</u>そのため発電所を建設するためには、<u>燃料発生地点近辺で、チップ</u> 置場など燃料貯蔵も含めた一定規模の土地を手配する必要がある。



工場立地法に関する要望

環境負荷の高い製造業の適正な立地を目的に制定されたもの。 当時バイオマス発電のような業態は想定されていなかった。

問題点

・ バイオマス発電は環境ビジネスでありながら発電所敷地面積の15%以上(工業地域:自治体により必要面積は異なる)を「緑地及び緑地以外の環境施設」にしなければならない。

(川崎バイオマスでは生産施設の約2倍の緑地が必要)

生産設備以外の太陽光発電設備は、環境設備として面積に含むことができるよう緩和されている。同じ再生可能エネルギーであるバイオマス発電は今のところ緩和はなし。

要望

再生可能エネルギーの導入促進のため、バイオマス発電への緑地率の緩和もしくは撤廃

【参考】専らバイオマス発電所内で使用する 車両の軽油引取税の撤廃

軽油引取税について

軽油引取税は、揮発油税との均衡を保つため道路整備への目的税として導入された。当時から政策的に 特定用途には課税免除されている。現在普通税に変更されたが、特定用途の一部は特例措置として免除 が延長されている。

要望理由

- バイオマス発電では、構内で燃料の移動・運搬が必要
- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギー政策上必要不可欠であり、経費軽減政策は導入促進に有効
- 発電所構内での使用のため、バイオマス発電の用途 に限定が可能。
- 公共道路の使用もなく、当然構内道路整備は事業者 費用であることからも、元々の導入された目的にも適 合しない。



要望

バイオマス発電所構内での、燃料他運搬動力用軽油の引取税の免除

バイオマス関連の規制・制度改革進捗状況(1/3) (平成24年7月1日時点)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施 時期	所管 省庁	実施 状況	評価	問題 意識
23	バイオマス発 電燃料の普 及促進のため の判断事例 の整理・周知	方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理し、各自治体の判断に資する事例集を作成し、周知する。特に、バイオマス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少ないものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。		環境 省	地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた判断事例を全国の自治体から幅広く収集するためのであるべく、その準備のであるべく、その準備に着手したところ。		〇平成24年 度措置に向 けて早期に 着実な進捗 を望む。
			平成24年 度以降、 順次実施			Δ	

バイオマス関連の規制・制度改革進捗状況(2/3) (平成24年7月1日時点)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管 省庁	実施 状況	評価	問題意識
24	電燃料に関して廃棄物か否が判断する際の輸送費の取扱い等の明確化	バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合に、燃料として利用するために有償で譲り受けるバイオマス発電事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化すべく検討し、結論を得る。	年度検 討•結論		廃判がある自ン進備を判断とのなる自ン進備のののでは、	Δ	〇バイオマス発電では、利用が足出し、利用が足出し、利用が足出しているよう更な結論を持って結論を持っては、17年3月25日では、17年3月では、17年3月25日には、17年3月25日には、17年3月25日には、17年3月25日には、17年3月には、17年3月25日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月27日には、17年3月には

バイオマス関連の規制・制度改革進捗状況(3/3) (平成24年7月1日時点)

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管 省庁	実施状況	評価	問題 意識
25	サーマル リサイクル 条件の見 直し	の観点から、食品リサイクル 法に基づく食品廃棄物等の熱 回収(サーマルリサイクル)条 件の在り方について、循環型 社会形成推進基本法に定め	平成25		平成19年12月に施行された 改正食品リサイクル法附は 37条において、「政府を活いて、「政府を活動を 30人において、後5年を 30人において、後5年を 30人において、を 30人において、 30人においてがあるとき 30人においると 30人においる。 30人によいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したいる。 30したい。		〇「日本再生戦略」 「日本再生戦略」 「中成24年7月31日本 「中成24年7月31日本 「中成24年7月31日本 「中では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、